

鹿児島地方・家庭裁判所委員会議事概要

(地裁第16回／家裁第17回)

1 開催日時

平成23年12月15日（木）午前10時から午後零時まで

2 場所

鹿児島地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

(地裁委員) 印南百合子, 乙守三千代, 木口信之（委員長）, 末永睦男, 富川正博,
原 清一, 牧 賢二, 松尾千歳, 松林陽子, 水上嘉寛

(家裁委員) 有村青子, 川島葉留美, 木口信之（委員長）, 垂野秀子, 長橋佑里香,
福本政志, 増田 博, 村田文也, 八島 健

(説明者) 中牟田博章刑事部総括裁判官, 松岡俊二刑事首席書記官
村山大輔弁護士, 保澤享平弁護士

(五十音順)

4 議事

(1) 新委員自己紹介（八島 健）

(2) 議事

別紙のとおり

(○委員長, ■A～F委員, ●A, B説明者)

(3) 次回期日

平成24年5月16日（水）午前10時から午後零時まで

(4) 次回テーマ

「保護命令手続」

「面会交流」

(別紙)

【地家裁委員会テーマ】

裁判員制度の実施状況について

- これより議事をはじめさせていただきます。

本日の委員会では、裁判員制度の実施状況をテーマに取り上げることにしています。

御承知のように、裁判員裁判は、平成21年5月から始まり、全国的にも多くの事件について行われ、鹿児島でも多くの裁判員裁判が行われてきています。今回は、検察庁、弁護士会及び裁判所のそれぞれの実施状況や問題点について説明させていただく予定です。

それでは、裁判所、検察庁及び弁護士会、それぞれから説明をお願いします。

中牟田刑事部総括裁判官及び松岡刑事首席書記官

裁判所における裁判員裁判の実施状況について

(以上、概要を説明)

- 引き続きまして、検察庁における裁判員裁判の実施状況等について、長橋委員から御説明いただきます。

長橋委員 検察庁における裁判員裁判の実施状況等について

(以上、概要を説明)

- 引き続きまして、弁護士会における裁判員裁判の実施状況等について、鹿児島県弁護士会所属の保澤弁護士及び村山弁護士から御説明いただきます。

保澤弁護士及び村山弁護士

弁護士会における裁判員裁判の実施状況等について

(以上、概要を説明)

- 裁判所、検察庁及び弁護士会から、裁判員裁判の実施状況等について、それぞれ説明がなされ、現時点における問題点等にも言及していただいたところですが、補足しますと、先ほど松岡刑事首席書記官が説明しました裁判員の方々に対するアンケートというものは、今後の裁判員裁判の参考にするために、裁判員裁判の終了後に、裁判員

及び補充裁判員に対し、アンケートを実施して、それを最高裁判所で取りまとめたものです。

また、これに加えて、裁判員経験者の声を聞くために、つい先日になりますが、12月1日に、当庁で、検察庁及び弁護士会の協力を得て、裁判員経験者6名との意見交換会を開催しました。その概要についてもここで御説明いたします。

(12月1日に当庁で実施した裁判員経験者との意見交換会の概要を説明した。)

この点も含め、これまでの裁判所、検察庁、弁護士会それぞれからの説明につきまして、御質問、御意見等がございましたら、御自由に御発言いただきたいと思います。

■A 裁判員裁判の中で、法曹三者が裁判員に対して、丁寧に説明をされていることが分かりました。また、意見を発表してもらうに当たって、裁判員それぞれの声の大きさに過度に影響されないようにしながら自由に意見を述べてもらえるよう、意見を付せん紙に書いてもらって意見を表明してもらうといった付せん紙法の活用などの工夫もされていることを伺ったのも、印象的だと思いました。

ところで、証拠調べの中で証拠の写真を見て、ショックを受ける裁判員もいらっしゃるのではないかと思いますが、裁判員に対するケアについて教えてください。

●A 裁判官としても、この点には十分配慮しています。証拠の厳選に関わる問題でもあります、確かに悲惨な写真もあります。検察官としては、裁判員に対し、写真を見ることによって、悲惨な事件だということを訴えたいと考えるところでしょうが、裁判員が感情的に引きずられる可能性もあり、裁判員に対する精神的影響にも考慮しなければならないので、何枚も見せるのではなく、厳選して、1枚に限るとか、弁護人の意見も踏まえた上で、裁判員に見てもらうようにしています。法廷のモニターで写真を見る際にも直前に検察官から、これからモニターに映しますといった説明をしてもらったり、証拠として提出されている写真の上からトレースを貼ったり、写真ではなく人体解剖図や図面等で足りるものは、人体解剖図等で対応しています。そのような配慮をしていることもあります、写真を見て大変だったというような感想を裁判員から聞いたことはありません。

■B 檢察官の立場から言うと、死体は語るという言葉があるように、死体の写真等は、事件の悲惨さが分かる大きな証拠だと考えていますので、見ていただくべきと考えるのは、裁判員に見てもらっています。ただし、悲惨さが分かるよりも、感情的に受け付けないのではないかというような写真については、イラスト等に置き換えることもあります。検察官としては、どのような証拠を見ると裁判員の考えがまとまるのかという視点で検討しています。今のところ、写真を見たことで問題を生じたというようなことは聞いていません。

○ 写真も含め精神的に裁判員がストレスを感じていると感じられる事件はこれまでにありましたか。

●A 私自身は、特にありません。強いて言えば、他庁での経験ですが、持病のある方が裁判員になり、公判中は、大丈夫だと言っておられましたが、公判終了後に、やはり精神的に重かったという感想を聞いたことがあります。

○ 一般的な意味でメンタル面のサポートについて、説明してください。

●B 刑事首席書記官から説明します。裁判員及び補充裁判員に対しては、選任されて1日目の審理が終わり、帰宅される前に、こころと体のサポートとして、最高裁が専門業者に委託している相談窓口(メンタルヘルスサポート窓口)を案内しています。サービスの内容としては、電話及びインターネットを利用した健康相談及びカウンセリングで、24時間年中無休で対応しています。また、臨床心理士等によるカウンセリングも行っています。メンタルヘルスサポート窓口については、裁判員制度施行から平成23年11月まで、全国で延べ121件の利用があったと承知しています。

■C 弁護士としては、分かりやすい裁判員裁判の実施に向けて、冒頭陳述及び弁論の工夫をしています。また、証拠と主張との峻別を考えたり、パワーポイントによる説明も工夫をしています。

量刑判断については、以前に比べると求刑が重くなっている感じがします。また、審理及び判決の中で裁判員の考えが見えないという感じを受けることがあります。私の事件では、法廷で裁判員からの質問があまりなく、裁判官が代わりに聞いている